



鳥取県公報

令和4年4月26日（火）
第9394号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（240）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定無形文化財の指定等（241）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定名勝の指定（242）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（243）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2
	管理美容師資格認定講習会の指定（244）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・ 2
	管理美容師資格認定講習会の指定（245）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県資源管理方針の変更（246）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 4
	令和4管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量（247）（〃）・・・・・・ 7
	土地改良区の役員の就任（248）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 7
◇ 企業局告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正（1）（経営企画課）・・・ 8
◇ 公 告	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 9
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）・・・・・・・・・・ 9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（技術企画課）・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第240号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

絵画の部

名称	員数	所在の場所
曾我物語図屏風	六曲一双	鳥取市覚寺55 渡辺美術館

鳥取県告示第241号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	河本 賢治	倉吉市福光	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者

鳥取県告示第242号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地
門脇氏庭園	西伯郡大山町所子360のうち実測697.67平方メートル

鳥取県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社福山臨床検査センター	広島県福山市草戸町一丁目23-21	つばさ薬局	米子市上福原五丁目5-40	居宅療養管理指導	令和4年2月28日

鳥取県告示第244号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7-26

- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	令和4年10月24日（月）	鳥取市末広温泉町556 白兔会館 らいちょう
第2日	令和4年10月31日（月）	〃
第3日	令和4年11月7日（月）	〃

- 3 受講資格

令和4年9月6日（火）までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

- 4 申込手続

- (1) 募集期間及び申込書の送付

令和4年8月1日（月）から同月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、同月22日（月）までに申込書を送付する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を送付する者を決定する。

- (2) 申込書受付期間

令和4年8月24日（水）から同年9月6日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

- (3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区大手町二丁目8-5
電話 082-236-1150

- (4) 受講手数料

16,000円

鳥取県告示第245号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7-26

- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	令和4年10月24日（月）	鳥取市末広温泉町556 白兔会館 らいちょう
第2日	令和4年10月31日（月）	〃
第3日	令和4年11月7日（月）	〃

- 3 受講資格

令和4年9月6日（火）までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

- 4 申込手続

(1) 募集期間及び申込書の送付

令和4年8月1日(月)から同月16日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に(3)の場所に申出のあった者に対し、同月22日(月)までに申込書を送付する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を送付する者を決定する。

(2) 申込書受付期間

令和4年8月24日(水)から同年9月6日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区大手町二丁目8-5

電話 082-236-1150

(4) 受講手数料

16,000円

鳥取県告示第246号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
<p>(別紙1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐろ漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>沿岸くろまぐろ漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。)、<u>定置漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。)</u>及び<u>小型定置網漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)</u></p> <p>ウ 略</p>	<p>(別紙1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県<u>沿岸</u>くろまぐろ漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>沿岸くろまぐろ漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。)</p> <p>ウ 略</p>

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1号第1項に規定する休日（以下「行政機関の休日」という。）は算入しない。）とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。

2 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。

3 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁

獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から、本県の留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐる漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

第4・第5 略

(別紙2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の

獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越しにより配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県沿岸くろまぐる漁業に配分する。また、都道府県間等の融通により増減した漁獲可能量については、留保枠を除いたうえで、実績や消化率、採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県沿岸くろまぐる漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）に0.5を乗じた数量
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）に0.5を乗じた数量

第4・第5 略

(別紙2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の

<p>翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（<u>行政機関の休日は算入しない。</u>）とする。</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（<u>行政機関の休日は算入しない。</u>）とする。</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。</p> <p>第3～第5 略</p>
--	--

2 変更年月日
令和4年4月1日

鳥取県告示第247号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）のするめいかの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

鳥取県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

就任した役員の氏名及び住所
理 事 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44
令和4年4月1日就任 任期3年

企 業 局 告 示

鳥取県企業局告示第1号

平成11年鳥取県企業局告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、令和4年4月26日から施行する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個人 情報の内容	開示請求を 行うことが できる期間	開示請求を 行うことが できる場所	口頭による 開示請求が できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個人 情報の内容	開示請求が できる期間	開示請求が できる場所
職員採用選 考試験（現 業職）	第1次試験 の試験種目 ごとの得点 及び合計得 点並びに第 1次試験に おける順位	第1次試験 の不合格者 にあつては 第1次試験 の試験結果 の通知日か ら、第1次 試験の合格 者にあつて は最終試験 結果の通知 日から1月 間	<u>企業局経営 企画課</u>	職員採用選 考試験（現 業職）	第1次試験 の試験種目 ごとの得点 及び合計得 点並びに第 1次試験に おける順位	第1次試験 の不合格者 にあつては 第1次試験 の試験結果 の通知日か ら、第1次 試験の合格 者にあつて は最終試験 結果の通知 日から1月 間	<u>企業局総務 課</u>
	第2次試験 の試験種目 ごとの得点	最終試験結 果の通知日 から1月間			第2次試験 の試験種目 ごとの得点	最終試験結 果の通知日 から1月間	
	第1次試験 の合計得点 と第2次試 験の合計得 点との総合 合計得点及 び最終順位	”			第1次試験 の合計得点 と第2次試 験の合計得 点との総合 合計得点及 び最終順位	”	
会計年度任 用職員採用 選考試験及 び臨時的任 用職員採用 選考試験	試験種目ご との得点及 び合計得点 並びに順位	試験結果の 通知日から 1月間	当該試験を 実施した課 又は地方機 関				

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画駐車場 岩美駅自動車駐車場
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画駐車場 岩美駅自転車駐車場
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 令和4年度鳥取県土木積算システム基準改定業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月11日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通 J a p a n 株式会社鳥取支店
鳥取市永楽温泉町271
- 5 契約金額 31,009,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に関連して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県県土整備部技術企画課
鳥取市東町一丁目220